



教義指第182号
令和3年5月10日

各市町村教育委員会教育長 }
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

まん延防止等重点措置の期間延長に伴う市町村立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、令和3年4月19日、本県にまん延防止等重点措置が適用され、28日に適用地域が拡大されました。しかし依然として感染が収束していないことから、5月12日以降も措置が延長されることとなりました。

各市町村教育委員会におかれましては、まん延防止等重点措置の対象区域に関わらず、引き続き、令和3年4月19日付け教義指第111号「まん延防止等重点措置の適用に伴う対応について（通知）」に則り、徹底した感染防止対策を講じながら学校運営の継続をお願いします。

今後、感染が更に拡大する可能性もありますので、様々な事態を想定した教育活動についても御検討くださるようお願いいたします。

なお、市町立幼稚園につきましても、実情に応じ同様の取扱いをお願いします。

記

1 学校運営の基本方針について

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

具体的な対応については、令和3年4月19日付け教義指第111号「まん延防止等重点措置の適用に伴う対応について（通知）」によるものとする。

2 対象

県内全ての市町村立義務教育諸学校

3 期間

まん延防止等重点措置の期間終了まで

4 特記事項

(1) 健康観察の徹底について

新型コロナウイルスについては、変異株の若年層への感染力が従来株と比べると強い可能性があることや屋外飲食のような3密ではない状況でもクラスターが発生している事案も確認されている。そのため、学校教育活動全般において、児童生徒の健康観察及び体調の把握を改めて徹底するとともに、発熱等の風邪症状がある場合等には登校しないことを一層徹底すること。

(2) ICTの利活用について

4月30日に開催した臨時市町村教育委員会指導事務主管課長等連絡協議会の内容を踏まえ、以下のことに努める。

- 1人1台端末を積極的に活用し、ICTの利活用を図ること。その際には、ICT教育ガイドラインの実践事例や、総合教育センターの「小・中版ICT活用レシピ」等を参考にしつつ、児童生徒の学習を充実させること。

※ ICT教育ガイドラインや、小・中版ICT活用レシピについては、右記QRコードではスマートフォンで表示されない場合があるため、その場合には、下記URLによりアクセスすること。

【ICT教育ガイドラインURL】

<https://ecsweb.center.spec.ed.jp/gimushi/ICT教育ガイドライン>

【小・中版ICT活用レシピURL】

<https://www.center.spec.ed.jp/ict活用ガイド/小中版ict活用レシピ>

- 端末を活用した学習形態については、Zoom又はGoogle Meet等を活用した同時双方向型の学習、Google Classroom等を活用した双方向型の学習、オンデマンド型の学習、メール等による学習課題の配信、民間の学習ソフトなどを使う方法などがあり、これらを組み合わせた対応を準備しておくこと。

- タブレット端末の家庭への持ち帰りが可能になるよう積極的に検討を進めること。具体的には、持ち帰りに関するルールの設定や、ネットワークへの負荷等を確認するための学校と家庭間の接続テスト等を実施すること。加えて、家庭におけるルールを保護者に周知したり、基本的な端末の操作方法を子供に練習させたりすること。

- 児童生徒、教職員の感染等により、学級閉鎖や学年閉鎖等になった場合にも、ICTを利活用した学習が行えるように準備しておくこと。



(3) 部活動について

別添資料のとおり、県立学校の部活動は、活動日数、活動時間、活動内容等を制限し実施することとなるが、市町村立学校については、地域における感染状況等を踏まえて各市町村教育委員会が実施の可否を判断すること。実施に当たっては、感染リスクの高い活動を制限するとともに、以下の点に留意し感染防止対策を徹底すること。

(活動前・活動計画について)

- ・ 健康観察カード等を活用し、活動前の検温や体調を確認すること。
- ・ 活動計画や内容について、管理職をはじめ、外部指導者や保護者と情報共有を行うこと。
- ・ 外部指導者へも感染症対策について周知すること。

(活動時の対応について)

- ・ マスクを正しく着用（鼻と口の両方を隙間がないよう覆った状態）させるとともに、十分な距離を確保するなど、感染症対策を徹底すること。
- ・ 飛沫感染の可能性が高い活動（大きな発声や身体接触を伴う等）は原則として行わない。ただし、公式の大会や発表会の出場にむけて、事故防止の観点からこれらの活動を行う必要がある場合は、感染対策を徹底した上で、最小限の活動とすること。
- ・ 他校と集まって行う交流活動・合同活動・練習試合については、活動内容等に応じて、一時的に制限すること。
- ・ 3密（密集、密接、密閉）を回避し、屋内の活動では換気を徹底すること。

- ・ 熱中症の恐れがある場合を除き、可能な限りマスクを着用しての活動となるように内容を工夫すること。（指導者は、熱中症の恐れがある場合を除き、マスク着用を必須とする。）
- ・ 万が一、新型コロナウイルス感染者が発生したり、熱中症など不測の事態が生じたりした場合には、適切かつ迅速に対応できるようにしておくこと。
- ・ タオルの共用はさせないこと。
- ・ 練習内容について、各中央競技団体及び各連盟からガイドライン等が出されている場合は、遵守すること。
- ・ その他の指導内容等について、学校の設置者が定めている部活動の在り方に関する方針を遵守すること。

（その他）

- ・ 休憩中や活動後の手洗いを徹底させること。
- ・ マスクを外す場面（激しい運動、水分補給、準備・更衣時等）では、飛沫感染リスクが高まることを意識して行動させ、3密回避の徹底を図ること。
- ・ 昼食、休憩、部室等での更衣時、下校時においても、感染防止の行動を徹底すること。
- ・ 泊を伴う活動については、当面の間、公式の大会・発表会のみとする。

4 参考資料

<資料>

- ・ 令和3年5月10日付け教保体第271号「まん延防止等重点措置の延長に伴う県立学校の感染症対策の一層の徹底について（通知）」
- ・ 令和3年4月19日付け教義指第111号「まん延防止等重点措置の適用に伴う対応について（通知）」

体育（保健体育を含む）を除く学習指導に関すること
 担 当 市町村支援部義務教育指導課 教育課程担当
 電 話 048-830-6742

教職員の服務に関すること
 担 当 市町村支援部小中学校人事課 人事・学事・働き方改革担当
 電 話 048-830-6937

体育（保健体育を含む）に関すること
 担 当 県立学校部保健体育課 学校体育担当
 電 話 048-830-6947

健康・安全に関すること
 担 当 県立学校部保健体育課 健康教育・学校安全担当
 電 話 048-830-6963

ICTの活用に関すること
 担 当 県立学校部ICT教育推進課 ICT教育指導担当
 電 話 048-830-7557